

【認定の取消】

第13条 本連盟の公認審査員が次の各号の一に該当するときは、公認を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 本連盟理事会が公認審査員として不適任と判断したとき。
- (2) 本連盟を除名されたとき。
- (3) 年間登録費を5年間納入しないとき。

【公認集計員】

第18条 本連盟主催大会の集計は、公認集計員が担当しなければならない。また、本連盟公認大会の集計も公認集計員が担当することが望ましい。

2. 公認集計員資格の取得希望者は、所属連盟の承認を得て本連盟審査委員会(以下「審査委員会」という)に申込み。但し、所属連盟が無い者で審査委員会が認めた場合は、審査委員会に直接申込みすることができる。公認集計員の受講資格は、原則として以下の条件を全て満たした者とする。
 - ① 公認審査員認定規程を熟知し、集計業務の経験を有する者。
 - ② 集計業務に必要なパソコン処理技術量(特にMicrosoft Excel)を有する者。
3. 申込者の中から審査委員会が受講者を決定する。講習は本連盟主催大会で行い、入場料は受講者負担
入場料の負担は不要とする。講習を実施する大会は審査委員会が定める。
5. 審査委員会で入力データを詳細に検証し、パソコン処理技量及び集計技術能力を十分に修得したと認められた者は、公認集計員として認定する。審査委員会集計委員は、公認集計員の有資格者より選考する。

以上、全会一致で承認された。

【申し込み】

第3条 地方連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入し加盟費と年間登録費を添え公認クラブを経由して、以下のいずれかの地方連盟に申し込む。但し、社会人連盟との重複登録以外に複数の地方連盟に選手登録することはできない。

- ① 居住地または通勤・通学する地方連盟
居住地または通勤・通学地の所属クラブが加盟する地方連盟
- ② 同一ブロック内で、居住地に隣接する地方連盟(居住地の公認クラブより隣接する府県の公認クラブの方が近い場合)
居住地に隣接する都府県の地方連盟。但し、所属クラブが居住地の都府県内の公認クラブよりあまり遠くない場合。
2. 止むを得ない事情により前項以外の地方連盟に登録を希望する場合は、選手登録特例許可申請書を希望する連盟を経由して本連盟に提出し、本連盟が承認した場合は希望する地方連盟に選手登録することができる。
3. 社会人連盟又は学生連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入のうえ、社会人連盟又は学生連盟の事務局に申し込む。但し、社会人連盟と学生連盟に同一人が選手登録することはできない。
また、社会人連盟と地方連盟への重複登録者は、日本連盟と社会人連盟の加盟費・年間登録費を添えて、社会人連盟へ申し込み、地方連盟には日本連盟の年間登録費と地方連盟の加盟費と年間登録費を添えて申し込む。

社会人と地方連盟への二重の選手登録については、諸帳票で分かるようになっている事が説明され、全会一致で承認された。

【出場資格・カテゴリー】

第5条 各選手権大会の出場資格は、原則として次のとおりとする。

(9) オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権

- ① 出場資格は、本連盟登録選手または個人登録選手で、日本国籍を有する者。
- ② カテゴリーは、160cm以下級、164cm以下級、164cm超級の~~3カテゴリーとする。~~及び40才以上級(身長別なし)の4カテゴリーとする。

【コスチューム】

第10条 男子選手は本連盟公認トランクスを、女子選手は本連盟公認ビキニ(ポージングスーツ)を着用する。公認のトランクスやビキニ(ポージングスーツ)は普通の布素材を使用し、ビニールやエナメルで光沢加工した素材やラメのように特殊な光る素材は使用しない。~~但し、女子選手の実施時期は別途定める。~~

2. ~~選手は、過度に臀部が露出したトランクスまたはビキニを着用してはならない。~~

男子選手は、過度に臀部が露出したトランクスを着用してはならない。

女子選手は、過度にノ径部、臀部が露出したビキニ(ポージングスーツ)を着用してはならない。

違反した選手については、審査委員会または実行委員長の権限により着替えさせることができる。着替えの指示に従わない選手は、失格または減点とする。

3. ポーズ中にトランクスまたはビキニ(ポージングスーツ)で覆うべき部分が露出した選手は、審査委員長がポーズを中止させ、失格または減点とする。

【ゼッケン】

第11条 選手はゼッケンをトランクス、~~またはあるいは~~ビキニ(ポージングスーツ)の左側に付ける。

オールジャパンミスボディフィットネス選手権に、新しく40才以上級が承認された。但し、身長別とのダブルエントリーは認めないことが承認され、この規程改定は全会一致で承認された。

【報奨金】

第2条 報奨金は、各カテゴリーの参加選手数により変動するものとし、その額は次のとおりである。

大会名			6名(組)以上	5名(組)	4名(組)	3名(組)	2名(組)	1名(組)
世界選手権	男子	1位	500,000円	400,000円	300,000円	200,000円	100,000円	50,000円
	女子	2位	250,000円	200,000円	150,000円	100,000円	50,000円	---
	ワールドゲームズ	3位	150,000円	100,000円	50,000円	30,000円	---	---
	ジュニア・マスターズ	1位	200,000円	150,000円	100,000円	100,000円	50,000円	50,000円
	<u>ミス・ボディフィットネス</u>	2位	150,000円	100,000円	50,000円	50,000円	50,000円	---
	<u>ミス・フィットネス</u>	3位	100,000円	50,000円	50,000円	30,000円	---	---
	<u>クラシック</u>							
ミックスド・ペア								
アジア選手権	1位	50,000円	50,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	

2. ~~ミックスド・ペア選手権の報奨金は1組の額とする。~~

以上、アーノルドクラシックアマチュア大会をどこの位置づけ加えるかは次回までの検討課題とし、他は全会一致で承認された。

【諸費用】

第2条 本連盟と加盟組織の諸費用は、次のとおりである。

	加盟費(再登録を含む)		年間登録費		受験料 本連盟	認定料 本連盟
	本連盟	加盟組織	本連盟	加盟組織		
地方連盟	30,000円		20,000円			
社会人連盟			20,000円			
地区市町村連盟			5,000円	5,000円		
学生連盟			5,000円			
理事			10,000円			
正会員			5,000円			
クラブ	30,000円	20,000円	15,000円	15,000円		
同好会	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円		
社会人クラブ	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円		
学生クラブ	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円		
選手	1,000円	1,000円	3,000円	1,000円		
選手(社会人) (同時登録)	1,000円	1,000円	3,000円	1,000円	同時登録の場合は、社会人と 地方の双方に登録書を提出	
プロ選手	10,000円		10,000円			
国際審査員			5,000円			国際連盟へ
アジア審査員			5,000円			アジア連盟へ
一級審査員			5,000円		5,000円	5,000円
二級審査員			3,000円		3,000円	4,000円
三級審査員			2,000円		2,000円	3,000円
集計員			2,000円		3,000円	(認定講習料)
競技運営員			2,000円		3,000円	(認定講習料)
一級・二級指導員			3,000円		5,000円	5,000円
旧指導員			3,000円			

以上、全会一致で承認された。

【会 議】

第2条 会議に出席した場合の謝金は以下のとおりとする。

- | | | | |
|---|--------|--|---------|
| (1) 理事会 | | | |
| 連盟外より依頼した学識理事 | 一会議につき | | 10,000円 |
| 連盟内より選出された理事 | 一会議につき | | 5,000円 |
| (2) 執行部会 (会長承認会議) | 一会議につき | | 5,000円 |
| (3) 専門委員会 (会長承認会議) | 一会議につき | | 3,000円 |
| (4) 会長は、会議または事業の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。 | | | |
| (5) 開催される都道府県居住役員の場合の交通費は謝金に含み、別途支給しない。 | | | |

【本連盟主催大会派遣】

第4条 本連盟主催大会派遣における謝金は以下のとおりとする。

- | | | | |
|---------------------------------------|-------|--|---------|
| (1) 審査員 (源泉所得税込) | 一日につき | | 10,000円 |
| (2) 審査集計員 (源泉所得税込) | 一日につき | | 10,000円 |
| (3) 競技運営員 (源泉所得税込) | 一日につき | | 10,000円 |
| (4) 大会運営委員 (最少人数) | 一日につき | | 5,000円 |
| (5) 会長は主催大会の役割の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。 | | | |
| (6) アンチドーピング委員会指名の委員 | 一日につき | | 10,000円 |
2. (1)(2)(3)(4)(5)については、開催される都道府県居住者の場合の交通費は謝金に含み別途支給しない。

以上、全会一致で承認された。

【組 織】

第5条 本連盟は、〇〇〇内で運営され本連盟に正加盟するクラブの代表者及び有識者をもって理事会を組織する。但し、有識者の人数はクラブ代表者の人数を上回ってはならない。

2. 経営母体が同一クラブの代表理事は、1～3クラブは1名、4クラブ以上は2名とする。

経営母体が同一のクラブについて、入会希望クラブ(施設)は受け入れるのが筋であるが、それらの役員の人数と選出方法については今後の検討事項とし、その地方連盟の話し合い、状況を加味する方向にすることとし、この地方連盟規約改定は保留となった。

また、赤木理事より経営母体は入会させなければならない事が説明され、入会した個々のクラブからは会費を徴収することも説明された。

第1章 総 則

【目的】

第1条 本規程は、社団法人日本ボディビル連盟(以下「本連盟」という)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

【基本理念】

第2条 監事は、本連盟の機関として、理事と相互信頼のもとに、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本連盟の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

【職 能】

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、次の各号に該当する場合には、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
 - (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
 - (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
 - (4) 著しく不当な事実があるとき
2. 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第2章 監査の実施

【監査計画】

第4条 監事は、監査の実施日時及び監査事項について、監事間の協議により作成する。

【監事事項】

第5条 監事は、監査事項について、監査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第3章 会議への出席

【理事会及び会議への出席】

第6条 監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

2. 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第4章 理事会の招集請求

【理事会の招集請求】

第7条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、事項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その後一定期間内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

第5章 報告義務及び意見陳述

【社員総会に対する報告義務】

第8条 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類に法令及び定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

【監事の選任等についての意見陳述】

第9条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるすることができる。

【理事の報酬等についての意見陳述】

第10条 監事は、社員総会において、理事の報酬等についての意見を述べるすることができる。

【会計方針等に関する意見】

第11条 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べるすることができる。

【社員総会に対する報告義務】

第12条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより当法人に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第6章 計算書類の監査

【計算書類等の監査】

第13条 監事は、各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領しこれらの書類について監査する。

第7章 監査の報告

【監査報告書】

第14条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2. 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
3. 監事は前項の監査報告書を、代表理事に提出する。

第8章 雑 則

【監査補助者】

第15条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

【改正措置】

第16条 本規程の改正は、監事の合意により行い、理事会に報告する。

【附 則】

第17条 本規程は、平成23年3月26日より施行する。

以上、全会一致で承認された。